

会 員 規 約

令和4年4月1日

第1条(名称)

本クラブは、Medical fitness Re-Birth 富岡店（以下「本クラブ」という）と総称する。

第2条(運営)

本クラブの運営は、株式会社シグマ メディカルフィットネス事業部が行う。

第3条(目的)

本クラブは会員が施設を利用し、健康増進、心身の育成そして会員相互の親睦を深め、品位あるクラブライフを楽しむことを目的とする。

第4条(会員制度)

1. 本クラブは会員制とする。
2. 本クラブに入会を希望される方は、本規約を承認し本規約に基づく諸契約を本クラブと相互に締結しなければならない。

第5条(会員資格)

本クラブの会員資格は以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とする。なお、本クラブはその自由な裁量により、入会申込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとする。

1. 年齢6歳以上の方で、本クラブの趣旨に賛同し、規約同意書を提出した方。
2. 刺青等（刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施しているものを含む）をしていない方。
3. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）の関係者でない方。
4. 本クラブに対し、著しい迷惑を及ぼす言動をしたことがない方。
5. 本クラブに対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したことがない方。
6. 医師等に運動をすることが禁じられておらず、本クラブの利用に支障がないと申告された方。
7. 他人に伝染・感染する恐れのある疾病を有しない方。
8. 会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方。

第6条(未成年者の取扱い)

未成年者が会員になろうとする時は、所定の書類に本人とその親権者が連署して申し込むものとする。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第7条(入会手続)

1. 本クラブへ入会を希望する時は、所定の入会申込書により申し込み手続きを行い、本クラブの承認を得た上で所定の入会金及び月会費を本クラブに支払うものとする。
2. 前第5条(会員資格)を満たし、当該入会手続きを完了したものを会員と称する。
3. 入会日は原則毎月1日とし、それ以前で施設を利用する場合はビジター会員での利用とする。その翌月1日より第8条(会員種類)に応じた月会費を支払うものとする。

第8条(会員種類)

本クラブは、別途の通り会員種類を定める。

第9条(ウェルネス・キー)

1. 本クラブは会員に対して所定のウェルネス・キーを発行するものとする。
2. 会員は店舗施設を利用する際に、ウェルネス・キーを呈示しなければならないものとする。ウェルネス・キーは本人のみの使用とする。
3. 会員はウェルネス・キーを紛失または破損した場合には直ちに所定の手続きを行い、本クラブに再発行を申請するものとする。なお、再発行については実費を本クラブに支払うものとする。

第10条(入会金)

1. 会員は入会に際し入会金を支払うものとする。
2. 入会金は理由を問わずこれを返還しないものとする。
3. 入会金の支払いについては、現金若しくはクレジットカードによる決済、いずれかの支払いによるものとする。

第11条(月会費)

1. 会員は所定の月会費を本クラブ指定日に支払うものとする。
2. 本クラブは一旦納入した月会費を、理由を問わず返還しないものとする。
3. 会員は会員資格を有する限り、現実には施設を利用しない場合も支払い義務が発生するものとする。
4. 月会費の支払いについては、原則口座振替とし、クラブが認めた場合に限り都度カード決済、都度現金支払いを可能とする。

第12条(利用料)

1. 会員は所定の検査費用その他オプションメニュー等の利用料を本クラブ指定日に支払うものとする。
2. 本クラブは一旦納入した利用料を、理由を問わず返還しないものとする。

第13条(入会金、月会費、利用料等の変更)

本クラブは入会金、月会費、利用料等を変更することができるものとする。

第 14 条(会員種類の変更)

1. 会員は変更しようとする前月の 10 日(休館日を除く)に所定の届出書にて本クラブに届けることにより会員種類の変更ができるものとする。
2. 会員種類の変更は届出書提出の翌月 1 日より有効とする。
3. 月会費等の未納金がある場合台には、これを完納しなければ会員種類の変更ができないものとする。

第 15 条(除名)

本クラブは会員が次の各事項のいずれかに該当すると本クラブにおいて判断した場合は、該当会員を除名することができる。また、月会費その他の未納金がある場合それらを支払う責任を負い、本クラブはこれらを請求する権利を有するものとする。

1. 本クラブの名誉を毀損し、他の会員に対する著しく迷惑行為があったとき
2. 反社会的勢力又はその関係者にあたることが判明したとき
3. 会員規約及びその他の諸規則に違反したとき
4. 本クラブの定める月会費・諸費用の支払いを 3 ヶ月分以上滞納したとき
(除名以前の会費・諸費用は店舗施設を利用しない場合も全て納入しなければならない。)
5. 故意、過失に関わらず店舗の施設、設備機器等を破損したとき
(本クラブ指導の下での通常利用では破損のおそれはございません。)
6. 施設内において営利、非営利目的を問わず売買行為を行ったとき(営業行為も含む)
7. 会員としてふさわしくない健康状態であることが判明したとき
8. その他、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないとき

第 16 条(会員資格喪失)

会員は次の場合、会員資格を喪失するものとする。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名
4. 入会に際し虚偽の申告を行ったとき、または会員資格に抵触したとき

第 17 条(責任事項)

1. 会員は自己の責任において本クラブの施設を利用し、本クラブの責に帰さない事由により会員が受けた損害に対して、本クラブはその損害賠償の責任を負わないものとする。
2. 本クラブは会員の施設利用に際して生じた盗難、紛失については一切損害賠償の責任を負わないものとする。
3. 会員は施設利用中に自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合台には、速やかにその賠償の責任を負うものとする。会員以外の店舗施設利用者についても同様とする。

第 18 条(施設賠償責任)

会員は故意、過失に関わらず次の各事項のいずれかに該当した場合は実費にて賠償するものとする。

1. 本クラブの施設・機器を破損したとき又は機器・備品を持ち出す行為があったとき。

(本クラブ指導の下での通常利用では破損のおそれはありません。)

2. 更衣室ロッカーの鍵を紛失したとき

第 19 条(届出の義務)

会員は住所、連絡先およびその他入会申込者記載事項に変更があった場合は、速やかに所定の届出書にて本クラブに届出るものとする。

第 20 条(店舗施設の利用制限)

1. 本クラブは諸行事又はその他本クラブが必要と認めた場合には、施設の一部または全部の利用を制限することができるものとする。
2. 本クラブが必要と認めた場合には、会員の予約・利用時間を制限することができるものとする。
3. 本クラブは次の事項に該当する方の施設の利用を禁止する。
 - (1) 刺青等（刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施している者を含む）をされている方。
 - (2) 妊産婦（医師の許可がある場合は可能）
 - (3) 伝染・感染する恐れのある疾病を有する方。
 - (4) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される方。
 - (5) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の消失などの症状を招く疾病を有する方。
 - (6) 許可なく施設内を撮影する方。
 - (7) 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められる方。
 - (8) 痴漢、覗き、唾を吐く、露出等公序良俗に反する行為をする方。
 - (9) 施設内に落書きや造作をする方。
 - (10) 刃物・火薬・薬品など危険物を館内に持ち込む方。
 - (11) 他人へのストーカー行為をする方。
 - (12) 他人の施設利用を妨げる行為をする方。
 - (13) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名行為等の行為する方。
 - (14) 本クラブスタッフに対する本クラブ以外の他社への就職あっせんや引き抜き行為をする方。
 - (15) 医師等により運動を禁じられている方。
 - (16) 保護者の同伴または保護者の承諾がない未成年者
 - (17) 会員としてふさわしくない健康状態と本クラブが判断した方。
4. 本クラブは心疾患、高血圧症、糖尿病等既往症のある者の店舗施設の利用に際し、医師等による診断書、本クラブ所定の承諾書等の提出を求めることができるものとする。
5. 本クラブが定める年齢に達しない者(6歳未満)の施設の利用を禁止することができるものとする。

第 21 条(諸規則の遵守)

1. 会員は本クラブ諸施設利用にあたり、本規約及び施設内諸規則を遵守しなければならない。
2. 会員は本クラブ諸施設利用にあたり、本クラブスタッフの指示に従わなければならない。
3. 会員は本クラブ諸施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

第 22 条(店舗の休業)

1. 本クラブは次の事由により店舗施設の一部又は全部を休業することができるものとする。
 - (1) 天災、地変等の不時の災害その他により店舗の営業が適切でないと認められるとき
 - (2) 施設の点検、補修又は改修を行うとき
 - (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他休業を必要とすべき事由が発生したとき
2. 本クラブは夏季、年末年始その他休業が必要と認めるときに定休日を設けることができるものとする。

第 23 条(店舗の閉鎖)

本クラブは天災地変・法令の改定改廃・行政指導・社会情勢・経済情勢の著しい変化やその他やむを得ない事由が生じた場合、本クラブの施設の一部又は全部を廃止又はその利用を制限することができるものとする。

第 24 条(休会及び復会)

1. 会員は、長期の出張または、傷病などやむを得ない理由で3ヶ月以上の場合に限り、休会することができる。なお、その場合、連続12ヶ月を最長期間とする。
 - (1) 会員が休会する場合は、所定の届出書により本クラブに直接休会届を提出する。
 - (2) 休会する会員は、休会しようとする月の前月の10日(休館日除く)までに所定の届出書を提出し、予め休会期間を設定しなければならない。なお、本クラブはいかなる場合も、電話、ファクシミリ、メール等による休会を受付けないものとする。
 - (3) 会員は、休会期間中、会費の支払いは免除される。
2. 復会は以下の方法にて行う。
 - (1) 休会届出時の休会期間が経過したときは自動的に復会となり、会員は所定の月会費を支払うものとする。
 - (2) 休会届出時の休会期間満了前に復会しようとするときは、所定の届出書にて復会届をクラブへ提出するものとし、復会月から月会費を支払うものとする。なお、その場合、復会しようとする月の前月の10日(休館日除く)までに直接届出るものとする。なお、本クラブはいかなる場合も、電話、メール等による復会を受付けないものとする。

第 25 条(退会)

会員が、本契約を解約し退会しようとするときは、所定の退会届を本クラブへ直接提出しなければならない。

1. 会員は、退会届を提出した当月までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除される。
2. 会員が退会しようとするときは、退会しようとする月の前月の10日(休館日除く)までに所定の届出書を提出しなければならない。なお、本クラブはいかなる場合も、電話、ファクシミリ、メール等による退会を受付けないものとする。

第 26 条(改定、変更、追加)

本約款の改正、変更、追加は、本クラブが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力

は全ての会員に及ぶものとする。この場合、原則として本クラブホームページ、書面、または施設内の掲示等により通知する。

第 27 条(附則)

本規約は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。